

【**吉岐市福祉医療費 助成制度の概要**】

認定区分	支給対象者	受給要件 (所得制限)	受診要件	自己負担額 (対象は保険適用部分) (月ごとの医療機関別)	助成方法 (支払方法)	現物給付 対象地域	備考	
乳幼児	0歳～3歳未満	(制限なし)	入院・通院	無償化 (吉岐市独自助成)	現物給付	長崎県内	★市独自の助成制度で3歳未満の自己負担分は無料 ※以下の場合は申請書及び領収書を市までご提出ください。 吉岐市外の医療機関を受診したとき(長崎県内は現物給付対象地域ですが窓口で800円の支払いが発生するため、償還払いでの助成となります)	
	(未就学児) 3歳～6歳	(制限なし)	入院・通院	1日：800円、 2日以上:1,600円	現物給付	長崎県内	長崎県外の医療機関を受診したときは申請書及び領収書を市までご提出ください。	
こども	(小・中) 6歳～15歳	(制限なし)	入院・通院	1日：800円、 2日以上:1,600円	現物給付	吉岐市内	現物給付は令和7年4月診療分からです。 令和7年3月以前の診療分は償還払いとなりますので、領収書を市までご提出ください。 ※償還払いは診療月から5年以内のものが対象となります。	
	(高校生) 16歳～18歳	(制限なし)	入院・通院	1日：800円、 2日以上:1,600円	償還払い		令和5年4月以降の診療分から助成対象となりますので、申請書及び領収書を市までご提出ください。 ※償還払いは診療月から5年以内のものが対象となります。	
母子(母)	母	児童扶養手当の受給者 (全部停止を除く)	入院・通院	1日：800円、 2日以上1,600円	償還払い (小・中の子は現物給付)		母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のいない女子(離婚、配偶者が一定以上の障害・遺棄等)であって、現に満20歳未満の子を監護している者	
父子(父)	父						配偶者と死別した男子で現に婚姻していない者及びこれに準ずる者(離婚、配偶者が一定以上の障害・遺棄等)であって、現に満20歳未満の子を監護している者	
母子(子) 父子(子)	(小・中・高)子						満7歳から満18歳未満の者で、現に母子家庭の母及び父子家庭の父に監護されている者又は父母のいない者 ※子どもの場合、保険適用分の医療費(入院費含む)・薬代は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象です。 ※高等学校に在学する20歳未満の子の場合は入院費のみが対象	
寡婦	寡婦	前年分所得税の非課税世帯	入院のみ	1日 1,200円	償還払い		60歳以上70歳未満で現在配偶者がなく、過去に母子家庭として子を養育した者のうち、扶養義務者と生計を同一にしていない者(毎年9月更新手続)	

●**受給者証及び助成対象について**

【**受給者証**】

申請により、対象者の方には後日、郵送により受給者証を交付します。

【**助成対象**】

・原則、対象者は吉岐市に住所を有する人となります。保護者が市内居住でも市外にいる小・中学生等は、吉岐市の助成対象となりません。

・**対象となるものは保険適用部分です。(保険適用の薬代は全額助成します)**

対象外の例：予防接種代、文書料、健康診断料等(保険対象外のもの全て対象外)

●**償還払いの手続き方法**

医療機関で料金を一旦お支払いいただき、後日、市役所へ領収書、印鑑、受給者証、(高額に該当する場合は限度額認定証や高額療養費の支払通知等金額のわかるもの)をご持参のうえ申請してください。審査のうえ提出日の翌月20日頃支給します。

※振込通知はありませんので、通帳記帳にて、各自ご確認ください。

※審査によっては翌月ではなく支給まで数か月かかる場合もあります。

※領収書は1か月分をまとめて翌月以降に提出してください。

※償還払いは、診療月から5年以内のものが対象となりますので、ご注意ください。

●**接骨院・鍼灸院(柔整)での診療について**

接骨院・鍼灸院(柔整)は吉岐市内であっても現物給付対象外となりますので、今までと同じように償還払いでの助成となります。市に申請書及び医療費の領収書をご提出ください。

●**高額医療分について**

福祉医療費助成制度よりも医療保険各法の高額療養費や附加給付等の給付及び他の公費負担制度等が優先します。

【**現物給付の場合**】

各制度を事前に申請・手続きください

※マイナ保険証(健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を医療機関に

提出した場合、「限度額適用認定証」がなくても、制度の利用が可能となります。
※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や協会けんぽ等にマイナンバーの登録が行われていない場合は「限度額適用認定証」の提出が必要です。

※非課税世帯の方については、加入している国民健康保険、協会けんぽ、各共済等へ事前にお尋ねください。

【**償還払いの場合**】

各制度を申請・手続きいただき、窓口の申請の際には、健康保険組合等からの支給決定通知書等も一緒にご提出ください。

●**スポーツ災害について**

学校でのケガ等については「日本スポーツ振興センター災害共済給付」を受けられる場合がありますので、福祉医療費受給者証は使用しないでください。また、その旨、医療機関窓口でお伝えください。

【お問い合わせ先】
〒811-5192
吉岐市郷ノ浦町本村触562番地
(吉岐市役所郷ノ浦庁舎地下1階)
子育て支援課
☎ 0920-48-1117
FAX 0920-47-4400